

# 多胎児育児支援員派遣事業業務委託仕様書

## 1. 目的

多胎児を養育しており、家事育児等の援助が受けられない世帯に対して、育児支援員を派遣し、育児に関する支援を行うことにより、子育ての負担軽減を図ることを目的とする。

## 2. 受託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## 3. 利用対象者

本事業の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 沖縄市に住所を有するもの
- (2) 多胎出産で出産予定日から1年6か月以内にあり、児を現に養育しているもの
- (3) 家事育児等について、家族等による援助が十分に受けられず、支援を必要とするもの
- (4) その他、市長が認めるもの

## 4. 利用料

本事業の利用料は無料とする。ただし、支援を行う上で必要な物品(例:おむつ、粉ミルク等)は、利用者にて実費負担し準備する。

## 5. 業務内容

- (1) 授乳・食事介助
- (2) おむつ・衣類交換
- (3) 沐浴・入浴介助
- (4) 病院受診等の同行支援※
- (5) その他、市の認める支援

※(4)について「病院受診」とは、多胎児の受診に対する同行を指す。また、乳幼児健診や各種交流会等も同様に同行可能とする。車での移動の場合、利用者と支援員は同乗せず、別々に移動する。公共交通機関又はタクシーでの移動も可能であるが、利用する場合は、交通費は利用者負担とする。

## 6. 実施場所

支援を行う場合は、原則として利用者の自宅において行うものとする。

派遣場所は原則市内とするが、上記5. 業務内容(4)については、隣接する市町村及び対象児が定期診察等で受診している医療機関(市外)である場合に限り支援員の派遣を可

能とする。

#### 7. 育児支援員を派遣する期間等

- (1)利用者に「利用決定通知書」を提示させ、支援内容等を確認の上派遣を行う。
- (2)派遣する期間は、利用決定の日から出産予定日後 1 年 6 か月に達する日の属する月の末日までとする。
- (3)派遣時間数は、原則、訪問 1 回あたり2時間とし、一月あたりは、10 時間以内とする。但し、同行支援の場合はこの限りでなく、市と協議の上、派遣時間を決定する。
- (4)派遣時間は午前 9 時から午後 8 時までとする。
- (5)原則、派遣実施日は月曜日から土曜日までとし、日曜日、国民の祝日、慰霊の日及び12月 29 日から 1 月 3 日は派遣を実施しない。ただし、市が認める場合はこの限りではない。

#### 8. 派遣支援員に関する事項

受託者は、派遣する支援員に対して事前に多胎妊産婦等の支援及び育児支援に必要な知識等を修得するための研修を受講させること。

#### 9. 保険への加入

受託者は、支援員を派遣するにあたり、各種損害賠償保険や傷害保険に加入すること。

#### 10. 支援依頼の割り当てについて

本事業は、複数事業者へ委託することを想定しており、事業者との調整により依頼件数の増減が発生する可能性があることに留意すること。また、不測の事態が生じた場合、割り当て以外の依頼が発生する可能性もあることに留意すること。

#### 11. 事業の確認及び報告

- (1)育児支援員は、派遣時に沖縄市多胎児育児支援員派遣事業実施確認書(様式第4号)を持参し、利用者を実施内容を確認のうえ署名をさせる。
- (2)受託者は、活動報告書を翌月10日までに市長に報告する。
- (3)受託者は、当該年度の業務終了後、翌年度の4月10日までに以下の書類を提出する。
  - ①当該年度の実績報告書
  - ②業務に係る経費の収支決算書
  - ③業務の実態を確認するために市長が必要と認めるもの

#### 12. 委託業務の精算

委託業務終了後速やかに、本事業に係る経費を確定させ精算する。

### 13. 関係書類の整備・保存

- (1) 委託業務の実施にあたっては、関係帳簿類や収支証拠書を整備する。
- (2) 上記の関係帳簿類等は、委託業務終了後5年間は保存する。
- (3) 受託者は保存期間を終了した関係書類及び帳票類(電子データ含む)を粉砕して処分する。

### 14. 守秘義務

受託者及び育児支援員は、業務を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 15. その他

上記に定めるもののほか、委託業務に関することについてのその他必要な事項は、発注者と受託者協議の上定めるものとする。

別表

1-1. 派遣費用について

	金額	備考
訪問 1 件あたり	6,500 円	
当日キャンセル料	1,200 円	支援日の前日 17 時以降の連絡から適用。
訪問時不在	1,200 円	支援日当日、キャンセルの連絡もなく、訪問したが不在であった場合。

1-2. 共通費について

下記費目を「共通費」として毎月の派遣費用に上乗せして支払う。

費目	金額	備考
事務・消耗品費	1 件あたり 1,073 円	
通信費		
研修費		
一般管理費		総事業費の 10%
保険料	1 件あたり 140 円	非課税

※消費税については現在調整中である為、決まり次第、別途通知する。

2. 育児支援員派遣人数基準

(1) 派遣人数は、養育する乳幼児が双子の場合、1 人派遣とする。

(2) 養育する乳幼児が三つ子以上の場合、派遣人数を 1 人加算することができるものとする。